



財 政 用 語 の 解 説

H27. 4. 1 時点

予算全般	・・・	1 P
歳入関係	・・・	3 P
歳出関係	・・・	6 P
交付税関係	・・・	9 P
財政分析指標関係	・・・	10 P

予算全般

一般会計

地方公共団体の会計の中心的なもので、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計です。

特別会計

特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設ける会計です。

町には、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計があります。

普通会計

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分です。町では一般会計のみが該当します。

公営企業会計

地方公共団体の経営する企業で、公営企業法の適用を受ける「法適用企業」と同法を受けない「法非適用企業」があります。

町では、法適用企業としては水道事業会計が、法非適用企業としては下水道事業特別会計があります。

継続費

2か年以上にわたり支出すべき経費の総額及び年度割についてあらかじめ一括して予算計上するもので、毎年度の執行残額は、最終年度まで逡次繰り越しをして執行することができます。

繰越明許費

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当該年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に限り繰り越して使用することができます。

事故繰越

年度内に支出負担行為を行い、その後の避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいいます。

債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額、繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、将来の財政負担となる債務を負担する行為をする場合に予算として定めるものです。

一時借入金

地方公共団体が一会計年度内において一時的な支払資金の不足が生じた場合に借り入れるものです。

当初予算

年度開始前に年間予算として編成し成立した基本となる予算のことで、通常予算又は本予算とも言われます。

補正予算

年度中途における事情の変更により、既定の予算を増額又は減額するなど変更する予算のことです。

専決処分

本来議会が議決又は決定すべき案件（条例の制定・改廃、予算の決定など）について、法の規定に該当する場合又は議会の議決により委任された場合に、町長が議会に代わってこれを処分することです。前者の場合は次の会議で承認を求める必要があり、後者の場合は、報告しなければなりません。

予算の流用

既に予算において使途が決定している経費を抑制し、それを他の支出費目の増額に充当することです。歳出予算は、各款相互の流用を禁じていますが、項については予算の執行上必要がある場合に限り予算の定めるところにより流用が認められています。

予算科目

予算に計上されている費目の内容を表す事項の名称で、地方公共団体の予算は歳入歳出ともに款・項・目・節に分類されます。このうち款項が議決の対象となり議決科目といわれます。目節は予算執行の便宜上から各項の内容を明らかにするもので、議決の対象とはされず執行科目又は行政科目といわれます。

調定

歳入を徴収しようとする場合に、その内容を調査して、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為のことをいいます。

支出負担行為

支出の原因となる契約その他の行為を行う場合において、その内容を精査して、法令や予算との整合性、執行の必要性、価格や相手方の妥当性などを確認したうえで、支出すべき金額、債権者等を内部的に決定する行為です。

なお、経費の支払いは、支出負担行為の内容に従って契約等を履行させ、その履行確認後に「支出命令」によって行います。

出納整理期間

前会計年度末までに確定した債権債務について所定の手続きを完了し、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日までの2か月間をいいます。この期間は、現金の出納そのものを扱うもので、既に経過した年度の調定や支出負担行為は行えません。

地方財政計画

翌年度の地方公共団体全体の歳入歳出見込額に関するもので、内閣が作成し、国会に提出します。

地方財政計画の役割は、

- 1 地方財源の保障機能をもつ地方交付税制度とのかかわりにおいて地方財源の保障を行う。
- 2 地方公共団体の行財政運営の指針。
- 3 国民の福祉増進など国家財政と地方財政との調整。

歳入関係

町税

町民の皆さんや町内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。町民税（個人、法人）、固定資産税（土地、家屋、償却資産）軽自動車税、たばこ税、都市計画税があります。

地方譲与税

国税の一部が、町道延長・面積の数値などによって譲与されるものです。酒々井町に譲与されているものは、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税です。地方揮発油譲与税は総額の42%、自動車重量譲与税は総額の3分の1が交付されます。

譲与時期は、6月、11月、3月です。

.....

利子割交付金

金融機関等からの利子の支払を受ける際に課税された利子課税（20%）のうち4分の1である5%が県税として徴収され、そのうちの5分の3が個人県民税の額に按分して交付されます

交付時期は、8月、12月、3月です。

.....

配当割交付金

上場株式の配当にかかる配当課税（20%）のうち4分の1である5%が県税として徴収され、そのうちの5分の3が個人県民税の額に按分して交付されます。

交付時期は、8月、12月、3月です。

.....

株式等譲渡所得割交付金

上場株式等の譲渡益にかかる税（20%）のうち4分の1である5%が県税として徴収され、そのうちの5分の3が個人県民税の額に按分して交付されます。

交付時期は、3月です。

.....

地方消費税交付金

消費税は、消費に対して課される租税であり、消費税法で規定する国分の消費税と地方税法で規定する地方分の地方消費税の総称をいいます。なお、地方消費税交付金は、地方分の2分の1が都道府県に、残りの2分の1が人口と従業者数の割合で市町村に分配され、国から県を通じて町に交付されます。

- 税率 平成26年3月まで 5%（国分4.0%、地方分1.0%）
- 平成26年4月～ 8%（国分6.3%、地方分1.7%）
- 平成29年4月～(予定) 10%（国分7.8%、地方分2.2%）

○交付時期は、6月、9月、12月、3月です。

※平成26年4月以降の引き上げ分は、社会保障の経費に充てられます。

.....

自動車取得税交付金

自動車取得税（県税）額に95%乗じた額の70%相当額が、町道の延長及び面積按分により交付されます。

交付時期は、8月、12月、3月です。

地方特例交付金

減税に伴う地方税の減収を補うために国から交付されるもので、住宅ローン減税による個人町民税の減収額を補てんする減収補てん特例交付金が交付されています。減収総額の5分の2が県に5分の3が町に交付されます。

交付時期は、4月、9月です。

.....

地方交付税

地方交付税制度は、地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、消費税、酒税及び地方法人税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものです。

※詳しくは地方交付税編（P9）へ

.....

交通安全対策特別交付金

道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるため、国から町に交付されるものです。

交付時期は、9月、3月です。

.....

分担金及び負担金

町の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。保育園の保育料などが該当します。

.....

使用料及び手数料

公共施設の利用料金のほか、各種証明書の発行や公共サービスを受ける際の手数料などがあります。

.....

国庫支出金（県支出金）

国（県）と町の行う事業の経費負担区分に基づいて、国（県）が町に対して支出するものです。法令の規定により支出される「負担金」、特定の事業実施のための財政援助としての「補助金」及び本来国（県）が直接国（県）費により実施すべき事務を町が執行する経費に充てられる「委託金」に区分されます。

.....

財産収入

町が所有する財産の貸付け、売払い等によって得た収入や基金積立金の利子収入です。

.....

寄附金

町民などから寄せられる寄附金です。

.....

繰入金

町の他の会計や基金からの繰入金です。

.....

繰越金

前年度の予算執行の結果、残ったお金のうち、条例に基づいて基金に積立する分を除いたもので、次年度の会計に繰越される資金です。

.....

諸収入

収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたものです。延滞金、貸付金元利収入、委託を受けて事業を行う場合の受託収入、その他の雑入などがあります。

.....

町債（地方債）

町が国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のことです。学校や道路・公園などの公共施設を整備する場合、その事業効果が将来にわたって及ぶことから、住民負担の年度間調整を図ることが公平であること、また、事業費が臨時的に多額になり、単年度の通常の財源で賄うことが困難であることを考慮したものです。

.....

自主財源と依存財源

歳入は、「自主財源」と「依存財源」にわけることができます。自主財源は、町が自主的に得られる財源のことで、町税のほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料などがあります。依存財源は、国や県の基準に基づいて交付されたり、割り当てられたりする財源のことで、国や県の支出金（補助金）、地方交付税及び町債などがあります。

.....

歳出関係

目的別の区分

経費をその達成しようとする行政目的に応じて区分するものです。この分類により、民生関係や教育関係といった行政目的別の経費の状況を把握するものです。

.....

議会費

議会運営のための経費です。

.....

総務費

町の事務管理、庁舎管理、交通安全対策、税金の徴収、戸籍住民基本台帳、選挙などの経費です。

.....

民生費

障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、保育園の管理運営、生活保護などの経費です。その他、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計への支出も含まれます。

衛生費

各種健診、予防接種、健康増進など保健センターで行っている業務及び環境保全、ごみ処理、リサイクル推進などの経費です。

農林水産業費

農業振興、土地改良事業などの経費です。

商工費

商工業や観光の振興などの経費です。

土木費

道路・公園・河川などの整備や維持補修のための経費です。

消防費

消防活動、防火活動、救急のための経費です。

教育費

学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興、学校給食、教育施設の維持補修・整備のための経費です。

公債費

町の地方債(ローン)を返済する元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

予備費

急を要するときのための予備的経費で、他の予算に充てて使うための科目です。

性質別の区分

経費の具体的目的性を捨象して横断的にその性質によって区分するものです。この分類により、財政構造上の特色が把握できます。さらに義務的経費(人件費、扶助費、公債費)や投資的経費(普通建設事業費、災害復旧事業費)などにも区分されます。

人件費

職員の給与や議員、非常勤職員への報酬などの経費です。

.....

扶助費

福祉施設に入所する費用、各種福祉サービスや福祉手当の費用、医療費助成などの町民を援助するための経費です。

.....

公債費

町の地方債(ローン)を返済する元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

.....

物件費

消費的の性質をもつ経費です。賃金、旅費、需用費、委託料や備品購入費などが該当します。

.....

維持補修費

道路や公共用施設などを管理するために必要な経費です。

.....

補助費等

町から他の地方公共団体(県、市町村、一部組合など)や民間に対し、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。

.....

普通建設事業

道路、公園、学校、庁舎など公共施設の建設事業に必要とされる投資的な経費です。

.....

災害復旧事業費

降雨、暴風、地震などの異常天候等の災害により被災した施設を復旧する経費です。

.....

積立金

財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。

.....

投資及び出資金

財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。

.....

貸付金

地域住民の福祉増進を図るため、町が直接あるいは間接的に現金の貸付を行うための経費です。

繰出金

一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金を運用するための経費です。

経常的経費

毎年度持続して固定的に支出される経費です。人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等が該当します。

義務的経費

任意に削減できない極めて硬直性が強い経費です。人件費、扶助費、公債費が該当します。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校の建設等社会資本の整備に要する経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費が該当します。

交付税関係

地方交付税

国税の収入額の一定割合（所得税33.1%、法人税33.1%、消費税22.3%、酒税50%、地方法人税100%）を財源として、全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定の基準により交付するものです。地方交付税は、普通交付税と特別交付税に区分され、その比率は94対6とされています。ただし、平成28年度は95対5、平成29年度以降は96対4に変更予定

交付時期は、普通交付税は4、6、9、11月、特別交付税は12、3月です。

普通交付税

普通交付税は、地方交付税制度の根幹をなすものであり、基準財政需要額(P10)が基準財政収入額(P10)を超える地方公共団体に対して交付されます。

特別交付税

特別交付税は、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるものであり、普通交付税の機能を補完して、地方交付税制度全体としての具体的妥当性を確保するためのものです。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算して算定されます。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す数値で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値です。財政力指数が1に近い団体ほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといわれています。

臨時財政対策債

地方交付税として交付すべき財源(国の地方交付税特別会計の財源)が不足した場合に、地方交付税を減額し、減額分を地方公共団体自らが地方債として発行する制度です。元利償還金に要する費用は後年度の基準財政需要額に算入(地方交付税措置)されます。なお、発行の有無(発行可能額以下の借入)に関わらず、全額発行されたものとして基準財政需要額に算入されます。

財政分析指標関係

形式収支(歳入歳出差引残額)

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた収支額です。

翌年度へ繰り越すべき財源

継続費通時繰越、繰越明許費繰越または事故繰越により、事業を翌年度に繰り越すときは、その事業に必要な財源も翌年度に繰り越すことが必要となり、その財源をいいます。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた収支額です。実質収支がマイナスになると赤字団体になります。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。具体的には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

.....

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額です。

.....

実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合です。

.....

経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、町税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）に占める割合です。この数値が低いほど、いろいろな事業に使えるお金に余裕があるといえます。

.....

実質公債費比率

財政構造の硬直性の高まりを示す指標で、地方債の元利償還金や公営企業等における元利償還金に対する拠出金などの公債費に準じるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合の過去3年度間の平均値です。この比率が18%以上で地方債許可団体となり、25%以上で発行が制限されます。

.....

公債費負担比率

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、その率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示します。

.....

実質赤字比率

普通会計（当町は一般会計のみ）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（P10）に対する比率です。これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

.....

連結実質赤字比率

一般会計、特別会計、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模（P10）に対する比率です。これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

.....

将来負担比率

普通会計（当町は一般会計のみ）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（P10）に対する比率です。この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

.....

資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

.....

早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画の策定、外部監査要求の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告して公表しなければなりません。

.....

財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準を上回ると、財政再生計画の策定、外部監査要求の義務付け、実施状況を毎年度議会に報告して公表しなければなりません。また、一部を除き起債の制限をうけ、財政運営の計画が適合しないと認められる場合等において、総務大臣による予算の変更等の勧告が行われます。